

# 犬田卯「開墾」の普通選挙批判

——プロレタリア文学運動の方向転換に対する反措定——

内藤由直

## 1. 本稿の目的

本稿は、犬田卯の小説「開墾」(『文芸戦線』1926年6月)が描出する議会主義批判を読み解き、その本旨をプロレタリア文学運動に対する内在的な批評として定位することで、本作品の同時代的意義を明らかにしようとするものである。

この小説は、『文芸戦線』の発行・編輯人であった山田清三郎の依頼に応じて執筆されたものである<sup>1)</sup>。当時はまだ農民文学のジャンルが確立されて間もない時期であったため、犬田たちが創り出した農民文学への理解は浅く、認知度も極めて低かった。したがって、「われわれの農民文学に対しては、二、三のこの運動に共鳴する編輯者を持つ新聞雑誌以外、営利本位の大雑誌、文芸誌等々は、頑としてその門戸を開こうとはしなかった。彼らは、土の芸術、農民文芸といった表題をさえ毛嫌いし、内容いかんにかかわらず、原稿を拒絶した」(犬田卯『日本農民文学史』増補版 小田切秀雄編 農山漁村文化協会 1977年)と記されているように、犬田たちは作品を発表する場の確保すら困難な状況に置かれていたのである。犬田は、「土の文学と所謂プロレタリア文学とは、発足点の差異で、無産大衆の社会に於ては、当然融合すべきもの」(「諸家の農民文芸論を評す」『文芸戦線』1926年8月)と主張しているように、自分たち農民の文学がプロレタリア文学運動の一翼を担うものであると考えていた。ゆえに、当時のプロレタリア文学運動において基幹雑誌として機能していた『文芸戦線』への作品発表は、犬田にとって運動体における自らの文学の存在意義を示す絶好の機会であったはずだ。

しかし、この「開墾」がプロレタリア文学運動内部で、あるいは後のプロレタリア文学研究において耳目を引くことはなかった。本作品に対する一応の評価としては、犬田の作品を収録するアンソロジーに付された津田孝による解説の一節が挙げられるだけである。津田は「開墾」を評して次のように述べている。

たとえわずかな荒地でも、自分の土地を持ち、その土とともに生きるという方向へ「考えが変わった」ことが、地主に対する浩吉の強い怒りの背景にある。作者が「開墾」をつうじて読者に訴えたかったことが、主人公のこのような「土の意識」の重要性であることは、「土に生く」の場合とほぼ同様である。しかしそこには、多くの問題点が指摘できる。まず、地主に対して浩吉が多少とも強い態度をとることができるのは、「土の意識」だけではなく、現実をリアルに見れば、自分の土地をたとえわずかでも持つことができているからだということがあげられる。土地を持たない一般の小作人の生き方に、それを普遍化することには無理があるのである。また、「三反地近くの山林地」の開墾だけで、小作地をとりあげら

れた浩吉はひとり生きていくことができるのだろうか、資本主義のおよび地主的搾取の外にあるわけではない当時の農村の現実、すでにそのような生き方を許すほど牧歌的なものではないはずだという疑問もある。

(津田孝「解説」『日本プロレタリア文学集・12』新日本出版社 1986年)

このような津田の眼差しは、往時のナップ（全日本無産者芸術連盟、後に全日本無産者芸術団体協議会）による農民文学批判・犬田批判を想起させる。例えば、蔵原惟人は、農民の土地保有を批判し、土地を持つ「農民の大部分は小所有者であり、小ブルジョアである。従つて彼等は、資本主義との決定的闘争に於いて動揺する可能性をもつてゐる」（筆名・柴田和雄「農民文学の正しき理解のために」『ナップ』1931年7月）と規定した上で、農民の文学をプロレタリア文学と呼ぶことは間違いであると主張していた。また、中野重治は、ナップに対峙する犬田たちの農民文学が現実離れしていることを批判し、「「農民主義」者が、その「自治」や「相互統制」やをいかにして実現するのか教へない以上彼らと一しよに踊ることは出来ない」（「農民文学の問題」『改造』1931年7月）と述べている。津田の評価は、これらナップの批判枠組みを反復したものであると考えられるのである。

小田切秀雄が「ナップ派のこうした見解はその後の文学史観に強く影響して、犬田らの運動を黙殺するかきわめて意味の少ないものと決めつけてしまうかの原因となった」（『日本農民文学史の展望』『日本農民文学史』増補版 前掲）と指摘するように、ナップによる批判を踏襲する限り、犬田の文学が当時の運動内部においてどのような意義を持っていたのかを明らかにすることはできない。ゆえに、以下の論述では、いわゆるナップの眼鏡<sup>2)</sup>を通した見方を回避し、作品の表現を当時の労働運動・文学運動の情況に即して読み直すことで、「開墾」という小説がプロレタリア文学運動に対していかに関わり、何を突き付けているのかを検討する。その作業によって、プロレタリア文学運動の中で本作品が提示した批評性を開示していくことが本稿の目的である。

## 2. 議会政治の否定

1925年5月、改正された「衆議院議員選挙法」が公布され「帝国臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者」に選挙権が与えられた<sup>3)</sup>。1890年代の東洋自由党、あるいは中村太八郎たちによる普通選挙期成同盟会の結成より約30年に渡って希求してきた参政権を市民がようやく獲得するに至ったのだ<sup>4)</sup>。犬田卯の「開墾」は、この普通選挙制度によって翻弄される農民たちの姿を描いた小説である。

物語の幕は、「ざくり！ ざくり！」という唐鋤を振り下ろす力強い音によって開かれる。鋤を用いて芝や篠、強靱な藤蔓や灌木の根を切り起こし、荒地を開墾するのは主人公の浩吉である。浩吉は貧しい小作人であり、年老いた母親と暮らしながら30歳となる今日まで、あらゆる苦痛を嘗めてきた青年であった。母親が亡くなれば村を出て行くつもりでいたが考えを改め、野菜の行商で稼いだ資金を使って三反ほどの山林地を手に入れ、さらに田地も手に入れるつもりで一人黙々と働いていた。一方、浩吉の背後に広がる村では、「素敵なドラマ」が繰り広げられて

いた。村会議員選挙の投票日を翌日に控えて、熾烈な選挙戦が行われていたのである。今回の選挙は、これまでとは異質なものであった。なぜなら、普通選挙制度が実施され、それまで選挙とは無関係であった小作人たちに選挙権が与えられたからである。立候補者たちは増大した投票人を金で籠絡することに躍起になっていた。「弁当料」という名目で運動員たちが次々にやってきては小作人の懐へ紙幣をねじ込んでいくのである。小作人たちは、「持つて来るのは残らず貰つてやらあな」と開き直り、農作業を放り出して贈賄を待ち受け、付け届けを受け入れる。候補者たちは浩吉の元へも陳情に訪れた。まず一人目は、役場への反対派として「小作人階級のために、地主階級と争ふため」に出馬した塚田由夫であった。塚田は浩吉に後援を要請するが、浩吉はそれを突き放し依頼を拒否する。浩吉を罵りながら立ち去った塚田の後にやってきたのは、浩吉の地主である渡貫治兵衛であった。渡貫も浩吉に投票を依頼するが、浩吉は塚田の時と同様に拒絶する。すると、小作人の思わぬ反抗に驚いた渡貫は、浩吉に貸与している小作地を取り上げると恫喝してきたのである。浩吉は、渡貫へ背を向け、返事の代わりに力を込めて荒地に唐鍬を振り下ろす。両者は無言のまま対峙し、「ざくり！ 更に、ざくり！」という鍬の音によって物語は閉じられる。

この作品では、「普選が国会ではまだ実施されない前に、この村ではかうして実行されてゐるのである」という舞台設定がなされている。モチーフの一つとして、国政選挙前に実施された地方の普通選挙が描かれているのだが、これは史実とも合致したものであった。1925年に施行された普通選挙制度による全国規模の選挙が行われたのは1928年2月の第16回衆議院議員総選挙であるが、普選は国政選挙以前にも実施されていたのである。

史上初の普通選挙は、1926年9月に行われた浜松市議会議員選挙であった。国政普通選挙に先立つこの地方普通選挙を特徴付けることは、無産者陣営の躍進である。浜松市議会議員選挙の結果は、「定員三十六名中旧議員の十三名に対し新議員の二十三名を見たが如き大体において旧人を排して新人をだしたことは最初の普選としては大なる収穫である（中略）政府および既成政党の予測を裏切つて労働者階級が四名の当選者を得、殊に評議会の公認候補をだした事は労働団体に対して次の総選挙に際して階級的団結の力をもつてすれば十分なる成績を挙げ得るものとの自信を与へ労働団体の政治行動の前途に光明を与へた」（『果然浜松の普選に新勢力興隆の兆』『東京朝日新聞』1926年9月5日朝刊）というものであった。そして、「注目すべきは、老物の概して落選し、落選せざるまでも多くは辛うじて当選し、一般に新進歓迎の傾向の著るしいことである。ことに労働者候補が六名立候補して四名当選し、三十六名の市議定員に対し一挙一割強の勢力を占たのは、無産者側として非常の成功といふべく、かくて始めて普選の効果を見るといひ得るのである」（『普選最初の経験』『東京朝日新聞』1926年9月5日朝刊）と、その選挙結果は肯定的に評価されている。普選は、議会の構成を刷新し、かつ労働者の声を政治に接続するという大きな成果を残したのである。

しかし、小説が描き出していたのは、史実とは正反対の評価であった。それを最も鮮明に示すのは、浩吉と、小作人の利益代表として反対党から立候補した塚田由夫との次のような対話の場面である。

浩吉は仕方なささうに云つた。／「駄目だよ。君、いくら君が、いくら君がやつたつて

嫌目だよ！」／「何故や……おかしな事云ふ男だな。俺あ真剣でやつてゐるんだで、君。だから君は……」／「いゝよ。分つてるよ。俺やどうも、君のために何をする気もないんだ！」塚田は怒つたやうに云つた。「だから君は、いけないつて云ふんだ。俺は、君、君達小作人階級のために、地主階級と争ふために打つて出るんぢやないか？」／「出たつて何も出来やしないよ」／「ぢや、君は、俺を駄目な奴だと思つてゐるんだな！」／「さういふわけぢやねえが……たとひ君一人が村会で何かしたつて……それが何んだや……」

このように浩吉は、塚田からの要請を頑なに拒否する。留意すべきことは、浩吉が塚田個人を疑っているのでもなければ、小作人のために戦うという塚田の政治思想を非難しているわけでもないということである。浩吉は、議会主義という政治形態に何の展望も可能性も見えていないがゆえに、選挙に関わることを一切拒むのだ。

普通選挙制度そのものを拒絶する浩吉の振るまいは、一見、歴史の流れに逆行する態度であると読める。米騒動の後、運動が激化した1919年から24年までの6年間に普選民衆運動に従事する中で官憲と争い検束された者は1800名を越えると伝えられるように<sup>5)</sup>、普選は、様々な困難と多大な犠牲を伴い、ようやく民衆が手に入れることのできた念願の制度である。そして、普通選挙こそ、小作人たちの声を政治に届ける手段であったはずだ。例えば、大正期の普選運動で活躍した北原龍雄は、普選の意義を強調しながら、小作人階級にとってそれが必要不可欠なものであることを訴えている。

小作民先づ選挙権を得て、其の代表者を中央政界に送り、議政壇上地主を責め資本家を責め、政策施設皆小作人を基礎とし本位として樹立せざる可からずとなす者出で、其の力議会を操縦し政権を活殺するの時至つて、始めて政策は徹底的に革る可く、小作人は根本的に擁護せらるべし、若し普通選挙を否認せんか、唯一途席旗竹鎗の暴力あるのみ、君、普通選挙と暴動断行と、二者何れをか執る。

(北原龍雄「地方自治時論」『第三帝国』1916年7月1日)

北原の主張する選挙か暴動かの二者択一は極端すぎるとしても、浩吉たちのように声を封じられ、搾取の再生産構造の中で喘ぎ続ける小作人たちにとって、普選は自分たちの代表者を選び、自らの意志を政治に反映させるための数少ない制度であった。にもかかわらず、浩吉は、なぜ普選を、そして議会政治を忌避するのだろうか。

ここで注目したいのは、「開壘」が執筆された時期である。初出本文の末尾には摺筆の日付が「大正十五年三月一日作」と記されている。つまり、この小説が執筆されたのは普通選挙法成立後、そして史上初の普選であった浜松市議会議員選挙が実施される前であり、まだ誰も普通選挙制度がどのような結果を導くのか知り得なかった時期なのである。それでは、本作品が現実の普選に先行して、予めそれに否定的評価を付与しなければならなかった理由は何なのだろうか。

### 3. 普通選挙の問題点

普通選挙は、民衆が長年希求し、多事多難の末に勝ち取った意思表示の手段であった。では、選挙など無駄だと背を向ける浩吉の姿勢が示すように、「開墾」という小説が普通選挙制度を一蹴するのはなぜなのか。

普通選挙は、民衆が渴望した制度であった一方、その成立に際しては早くから制度的不備が批判の対象となっており、また、「治安維持法」<sup>6)</sup>と抱き合わせで成立したことが象徴するように為政者の思惑が反映された側面もあり、必ずしも待望の制度が実現したとは言えないものであった。

例えば、法案成立後の『東京朝日新聞』に掲載された社説では、「第五十議会在日本の憲政史上に特筆せらるべきは、多年国民の望みたる普選の誕生が、生れ出づる最後の重大なる機会に、悪意ある産婆の為に傷を負うたといふ事実であり、国民の記憶に、此の悪産婆に対する恨みが、普選案に残る傷と共に消えないといふことである」（「普選案遂に成立す」『東京朝日新聞』1925年3月30日朝刊）と述べられている。これは貴族院の修正により欠格者の範囲が拡大されたことを批判するものであり<sup>7)</sup>、同社説は「貴族院の修正によつて得べかりし選挙権を奪はれた三百万の同胞へ、同じ国民権利を与へる議会は近く来る事を期して待つ」（同前）と記すとともに、「貴族院改革特権政治の打破を徹底しなければ、たとへ普選を完成しても、普選による国民意思は、国政に表はすことを得ない」（同前）と主張していた。

また、法案は女性の参政権を認めていない。内務大臣であった若槻礼次郎は議会の答弁において、「現在女子ノ一部ニハ政治ニ対シテ相当ノ判断能力アル者モアルト認メマス、而シテ概シテ申シマス、マダ日本ノ女子ハ政治ニ対スル判断能力ハ男子程ニマデハ進ンテ居ナイト認メテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ女子ノ参政権ハ他日ノ問題ニ譲ッテ、今回ノ改正案ニ於テハ之ヲ認メナイコトニ致シタノデアリマス」（衆議院議事速記録第十七号 衆議院議員選挙法改正法律案 第一読会）『官報 号外』1925年2月22日）と述べている。女性は、政治的判断能力が欠如していると規定され、参政権を与えることは時期尚早と考えられたのだ。徳富蘇峰は法案成立に尽力した若槻の労をねぎらいながらも、「国民の半数たる婦人を、度外視したる大欠点は、まさに久しからずして、必らず世上の問題を捲き起し来るであらう」（「国家の前途此れよりして遠し」『国民新聞』1925年3月31日夕刊）と述べ、女性参政権の不備を批判している。

法案の瑕疵は、普通選挙制度を立法したそもその動機にも存在したと言える。若槻は、上記と同じ審議の中で、普通選挙制度立案の思想的根拠を問われた際、以下のような看過できない答弁を行っている。

本案ノ基礎ニナツテ居ル考ハ、民主主義ト云フコトヲ土台ニシテ立案シタノデハナイカト云フ御問デアリマシタガ、全然左様ナコトハアリマセス、（中略）国民ノ政治能力ガ発達シタナラバ、総テノ国民ニ選挙権ヲ与ヘルト云フノガ、立憲政治本当ノ帰結デアルノデアル、教育ハ普及スル、文化ハ進歩スル、国民ハ政治ニ慣熟スル、自覚ガ生ジテ来テ居ル、此所マデニ至レバ、国民ノ政治能力ニ国政ニ参与セシメテ十分デアル、此ニ至ッテ立憲政治当然ノ予期シテ居ル所ニ従ッテ、国民ノ上ニ普通選挙ノ制度ヲ実行スルト云フコトハ、日本

ニ立憲政治ヲ布カセラレタル当初カラ、結局到達スベキ当然ノ行途デアット存ズルノデアリマス、決シテ根柢ガ民主主義ナドニ在ル訳合デモアリマセヌ、是ハ十分ニ申上ゲテ置キタイノデアリマス、  
(「衆議院議事速記録第十七号 衆議院議員選挙法改正法律案 第一読会」前掲)

ここで若槻が明確に述べていることは、普通選挙が日本の民主化を意味するわけではないということである。それはあくまでも既存の政治体制、すなわち天皇による統治を継続していく上での経過措置、あるいは制度的微調整に過ぎないのだ。普通選挙は現行政治制度をそのまま延命させるための手当て以上のものではないのであり、民衆による民衆のための政治を実現する気など、為政者の意識には端から存在していないのである。

では、前節で見たように、「開墾」という小説が普通選挙制度を否定するのは、こうした制度的欠陥を批判するためであろうか。あるいは女性参政権に関する答弁で若槻が述べていたような時期尚早論を示しているのであろうか。

確かに本作品は、現金に目が眩む愚かな農民の姿を通して、農民たちの政治的判断能力の欠如を描いていると読むこともできる。次のような買収されることを心待ちにする農民の姿は、普通選挙が市民の政治参画などではなく、剥き出しになった欲望が交錯する空騒ぎに過ぎないことを表現していると言えるだろう。

「一票十円ぢや、今度はむつかしいな、こんな按配式ぢや……なアに、候補者が今日あたりもう四五人も飛び出せばいゝやな……奴等、こんどの選挙は今までのやうだなど、考へてつとひどいぞ。情実も何もねえ……こんどこそ金だから……」／「うむ、金だ……一票十円か……」彼は生れてはじめてさういふ「弁当料」など、いふものを貰ふのかと思ふと、もう胸の片隅の方がうづくやうに感ずる。(中略)一時間ばかりしてから、小作人のところへ一人の運動員がやつて来た。小作人はその時自分の家へ帰つて、もう一人位金を持つてやつて来る候補者があつてもいゝ頃だと思つて待ち切つてみたのである。／運動員は例の喜右衛門の許から来たのだつた。彼は小作人の懐中へ十円札を一枚そつと突込んだ。／「君、これで一つ頼むよ……」／「うむ、よし来た。……然し、それ、警察の方から調べられるやうなことはあんめえな」／「大丈夫さ、ちゃんと話がついてることだから……」(中略)運動員の後姿を見送つて、小作人は少し不安の念に襲はれた。喜右衛門が十円……それでは反対党の渡貫はきつと十五円だ！……いつそそれを待つてればよかつた！しかし彼は直ぐに先つきの自作農の言葉を思ひ出した。／「うむ……持つて来るものは片端から貰つてやるさ……構あもんか。あとでどうせ何んかでひつたくり返されるんだ……」／彼は何喰はぬ顔で、その次にやつて来た渡貫の運動員を迎へた……

「投票といふものは、普選になりますと数が多くなつて、買へないはず」(永井栄蔵「国政腐敗の因」『第二次普選を前にして』朝日新聞社 1930年)と言われているように、普通選挙は買収行為に歯止めをかけるものと期待されていた。しかし、現実の選挙でも票の売買は盛んに行われており、1928年の総選挙の際には、「今日あたりから買収が行はれます」(『読売新聞』1928

年2月17日朝刊)という見出しで、わざわざ新聞が買収を周知していたほどであった。虚構と現実の双方において、票の売買は織り込み済みの行為だったのであり、普通選挙は「真に国民の意志を現はす輿論政治」(水野石溪『普選運動血涙史』文王社 1925年)とはならなかったのである。そうであるならば、やはり民衆には政治的判断能力が欠如しており、普通選挙は時期尚早であったのだろうか<sup>8)</sup>。

「開墾」は、そうした愚民論に与するものではないと本稿は考える。なぜなら本作品には、買収に応じざるを得ない小作農の姿が描かれており、普通選挙はその問題解決の方法とはならないという明確な主張が表現されているからだ。

例えば、上記に引用した買収される小作人は、「五十年以上も他人の田畑を耕し」、「二十年以上も地主の前へ頭を下げて小作米を負けて呉れとか、嬢が病気で困るから金を少しばかり貸して呉れとか云ひながら、漸く今日まで生きて来た人間」であり、「単に存在だけの男」であった。彼が生きた当時の農村は、第一次大戦後の不況と関東大震災後の金融不安の影響を受けて疲弊の一途を辿っていた。「農産物価格は低落したが、税金は決して下がりはしなかつた」(稲岡暹『農民運動史』日本科学社 1946年)という状況で、小作人たちの窮乏は深刻であったと想像できる。その後の恐慌の時代には現実の農村が、「金が欲しい。一銭でもいゝから金が欲しい。それは恐慌下の農民の総てが、生の悩みの中から絶えず口にしてゐる言葉だ。いま農村には金がない。農民は金に飢えてゐる。そして彼等はあらゆる方法を通じて金策に狂奔してゐる」(東浦庄治編「第一部 恐慌下の農村」『日本農業年報』1932年9月)という状況に追い込まれていたことが報告されている。小作人たちが手に入れなければならないのは、自らの食い扶持や小作米だけではない。一銭の余裕すらない彼らにとって、目前に示される現金は魅力的であったはずだ。警察も了承済みの、罪に問われることのない贈賄であり、さらに秘密投票でもある以上、その金の受け取りを断る理由などない。ゆえに自作農の一人は「来年あたりや、今年の倍も村費がかゝつて来つから、そのつもりで、何んでも今のうち、候補者から取れるだけ取つて用意してくんだ。でもなけりやあとでひどい目見つから……」と忠言し、この小作人はその通りにするのである。

こうした農民たちの困窮を解決するために政治を動かすことが普通選挙の理想であったはずだ。しかし、元より農村にはその前提となる条件が整っていないのである。そのことを示すのは、主人公の浩吉と地主である渡貫との対立である。

「俺もこれ、此度村会へ出るつもりで候補に立つことにしやした……そこで一つ、浩吉さんにも願ひしてえと思つてな……俺がに村のために何か出来ると思つたら一つ投票して下せえ。出来ねえと思つたら勿論入れて貰はなくていゝんだから……」／地主は自分の小作人に向つて、或時は地主らしく或時は嘆願するやうに云ふのであつた。／浩吉はその言葉の終るのを待つてみてかう云つた。／「ぢや、俺も簡単に云ひませう。投票なんか御免蒙ります！」渡貫は暫く言葉がなかつた。／「そんぢやあ……お前へ作らせとく田地、返して貰あかな……俺もこれ、冗談で族補<sup>ママ</sup>に立つたんだねえかんな！」／彼はたうら最後<sup>ママ</sup>のものを突き出して浩吉をぢつと見つめた。

地主が最後に突き付けた恫喝は、自由意思による投票という選挙制度の根幹を揺るがすものだ。浩吉は、投票を約束しない限り、借りている小作地を取り上げられ、直ぐさま生活に困窮してしまうだろう。つまり、土地貸借による従属関係が持続し生活手段が支配されている小作人たちにとって、普通選挙をその本来的な意義において実施することは困難であるのだ。それゆえに、浩吉は選挙の無意味さを主張し、一切の関わりを断とうとするのである。自分たち小作人階級の解放は、代表者を選び、議会へ送り込むことによって成し遂げられるものではない。その前段階において、自らを取り巻く支配・被支配の関係性を解体しなければならないことを本作品は示しているのである。

#### 4. 政治闘争の可否

では、「開墾」は、支配・被支配の関係を解体する実践的な方途として、どのような活路を示しているだろうか。

それは、小説のタイトルによって表徴されている。本作品の表題が示すように、主人公の浩吉は選挙など顧みず一心に開墾を続けるのであり、その様子は次のように描かれている。

村の騒ぎをよそにして、浩吉は尚も唐鋤を振つて荒地を拓いてみた。彼はこの三反近くの山林地を、野菜の行商で儲けた金で、漸く手に入れたのであつた。彼は三十の今日まで、小作百姓としてのあらゆる苦痛を嘗めて来た。もう仕事の出来ない母一人を相手に、彼は淋しく生きてゐる。あまりに貧しい上に、浩吉自身が村人から退け者にされてゐるので、彼に妻を世話しようといふ人もなく、彼自身もまたそれを強いて探しもしなかつた。彼は母でも亡くなつたら村を出てしまふつもりだつたが、此頃では少しく考へが變つた。そして今拓いてゐる山林を手に入れたのである。彼は更に田地も手に入れるつもりでつましく働いてゐた……

浩吉は、地主による搾取と支配から逃れるために、一度は村を捨てて出奔することを考えた。しかし、その考えを改め、村人たちの援助も求めず一切を自分一人で切り盛りしながら、この地で自活していくことを決心したのである。荒地の開墾は自給自足の生活を手に入れるための準備であり、自己の生活を自ら支配することによって、浩吉は現在の権力関係から脱却しようと考えたのだ。

ここに、犬田が後に理念化する「農民イデオロギー」の一端を読みとることが可能であるだろう。犬田は、農民文学論争において、「農民のイデオロギーは、政治ではない。断然として自治だ。／政治には強権（暴力）、支配、抑圧は、当然の付属物である。自治にあつては、さうした色彩は絶無だ。あくまでも相互扶助的の自己統制による全社会の統制である」（「血迷へる彼等」『東京朝日新聞』1931年6月2日朝刊）と述べ、政治的支配を揚棄する自治社会の建設を主張していた<sup>9)</sup>。

だが、本稿にとって作者の思想以上に重要なことは、この「開墾」という作品の表現が、当時のプロレタリア文学運動の中でどのように機能していたのかという問題である。

「開墾」が発表された時、プロレタリア文学運動は組織的な活動を開始したばかりであった。1925年12月に日本最初のプロレタリア文学運動組織として日本プロレタリア文芸連盟（プロ連）が結成され、アナーキストも含めた共同戦線が構築されようとしていたのである。犬田は、『文芸戦線』同人や東大新人会の社会文芸研究会とともに、個人でこれに参加している。しかし翌年の11月、プロ連が日本プロレタリア芸術連盟（プロ芸）に改組し、マルクス主義文学者の団体へと変貌していく過程で、マルクス主義に批判的であった犬田たちは排除されていった。犬田はその後、マルクス主義に対するラディカルな批判者として、プロレタリア文学運動そのものと対峙していくことになる。

本稿の考えでは、上述のようにプロレタリア文学運動の内実が変化していく過程において、「開墾」という小説は運動の在り方に関わる一つの重要な問いを提起している。それは、普通選挙の評価によって分かれたる政治闘争の可否という問題である。

当時の労働運動において、普通選挙は必ずしも、革命に有用な手段と考えられていたわけではなかった。幸徳秋水は早くに、「彼の普通選挙や議会政策では真個の社会的革命を成遂げることとは到底出来ぬ、社会主義の目的を達するには、一に団結せる労働者の直接行動（デレクト、アクション）に依るの外はない」（「余が思想の変化」『平民新聞』1907年2月5日）と述べている。また、大杉栄も、「代議政治とは、自治の羊頭をかけて、専制の狗肉を売るものである。自己が自己を支配すると云ふ名目の下に、自己を支配する主人を選ばしめるものである」（「個人主義者と政治運動」『早稲田文学』1915年4月）と、普通選挙制度の欺瞞を批判していた。

こうした普選無用論は、無政府主義者だけのものではない。例えば、山川均は「普選の危険——無産階級運動が議会主義によつて去勢せられる危険——は全く過ぎ去つたであらうか。決してそうでない。なんと云つても、今は尚ほ、議会の門戸が固く労働階級に鎖されて居る。若し此門戸が一度び開かれたなら、日本の労働階級の一部分は、必ず此の平坦な道を選んで進まうとするに相違ない」（「普通選挙と無産階級の戦術」『前衛』1922年3月）と述べ、荒畑寒村も「普通選挙が施かれて、吾々が選挙権をもち、三井、岩崎と同じやうに、政治に容喙する権利をもつ。けれ共、四年目に一度、政治上に雇主と同じ権利を行使すると云ふだけで、無産階級の経済的隷属と屈従との鉄鎖は断たれはしないのである」（「政治運動に関する一考察」『前衛』1923年3月）と主張している。マルクス主義者の一部も、無産階級を代表する政党のない日本の未熟なデモクラシーを踏まえ、議会における政治闘争よりも組合運動を中心とした経済闘争を優位に置くべきだと考えていたのである。

ところが、1922年11月のコミンテルン第四回大会において示された「日本共産党綱領草案」で、日本共産党が「普通選挙権のためにたたかわなければならない」（「日本共産党綱領草案」『資料集・コミンテルンと日本 第1巻』村田陽一編訳 大月書店 1986年）ということが明文化される<sup>10</sup>。これを受けて、普選反対論は影を潜め、マルクス主義者は一挙に普選実現へと傾斜していった。山川は「普通選挙の実現が、果してどの程度まで、日本の政治を実質的に民主化するかは疑問である。けれども唯だ形式の上だけでもせよ、それは疑ひもなく、政治上のデモクラシーの一步前進には相違ない」（「日本に於ける民主主義の発達と無産階級運動」『改造』1924年5月）と普選容認へと方向転換し、荒畑も「曾て『前衛』誌上に発表せる政治□動に関する一論文に至つては、明白にサンヂカリスト的偏見の残存を曝露したものであつた」（筆名・鎌田安之助「普

選実施と政党運動」『進め』1924年2月、□は判読不可文字）と自己批判を行った上で、「普選は吾々が拱手してゐても、やがては天降りの敷かるゝであらう。だが、如何なる普選が敷かるゝかと云ふことは、一々民衆の自発的な、攻勢的な組織的な、積極的な運動に依て定めらるゝのだ」（同前）と普選運動へ積極的に関与していく姿勢を示す。荒畑は同時に、「社会〇〇の共通理想を基礎として、無産階級の左翼分子によれる政党を組織し以て労働大衆の進路を指導決定すべき」（同前）と党の建設を提案し、経済闘争から共産党を中心とした政治闘争へと、運動方針を転回するべきだと主張するのである。

普選の賛否を転換点として、労働運動の場で提起された経済闘争から政治闘争への移行は、マルクス主義者が主導権を握ったプロレタリア文学運動にも影響を及ぼしていく。山田清三郎の以下の発言は、労働運動の転換と文学運動の変化が密接に関係していることを示している。

労働運動は今や方向転換の過程<sup>マ</sup>を過程<sup>マ</sup>して居る、即ち簡単にこれをいへばいはゆる組合主義的政治闘争より社会主義的政治闘争への転換である／プロレタリア文芸も又かゝる勢に決せられて質的変換をなしつゝある、即ち従来の組合主義的—自然発生的文芸運動よりマルクス主義的認識に立脚した文芸運動へと進展した、今やプロレタリア文芸は彼の地位—政治闘争の中に含まれた文化闘争の武器を認識しその一翼として全無産階級の運動への積極的参加をなしてゐる

（山田清三郎「プロレタリア芸術の歴史的展開」『帝国大学新聞』1926年11月14日）

自然発生的な経済闘争からマルクス主義に立脚した政治闘争への移行は、社会主義意識の外部注入を提唱した青野季吉の「自然生長と目的意識」（『文芸戦線』1926年9月）や、それを敷衍した文芸戦線社の社説「社会主義文芸運動」（『文芸戦線』1927年2月）および「無産階級文芸運動と政治闘争」（『文芸戦線』1927年3月）によって公式化され、プロレタリア文学の運動理論として内面化される。そして、「政治闘争段階に於ける無産階級文学は、必然に政治闘争の必要によつて規定せられる。作家は、先づ明確なる社会主義的認識を把握し、社会主義的政治闘争の意義を知り、芸術理論を確立し、技術を磨かねばならぬ」（「無産階級文芸運動と政治闘争」同前）と揚言されるように、プロレタリア文学は政治闘争を担う一手段としてその概念を更新していくのである。

このように、普通選挙制度への評価と労働運動・文学運動の質的变化とが密接に関わっていたことを踏まえるならば、本稿が考察してきた小説「開墾」は、プロレタリア文学運動の内部で特別な位置にある作品として再読することができるはずである。

例えば、小説の最後で主人公は地主による投票の強要に対して、「返事の代りに地主に背を向けて唐鍬をおつ取り、全身の力をこめて荒れた大地へそれを打ち込んだ。／ざくり！ 更に、ざくり！」と応えていたが、本節で検討した文脈上でこのラストシーンを読み直せば、この表現はプロレタリア文学が政治闘争の具と化していくことへの応答であると解釈することができるだろう。「開墾」は、プロレタリア文学運動が政治闘争へと進んでいく過程で、その内部から明確な拒絶を突き付けていたものであると評価することができるのだ。つまり本作品は、プロレタリア文学運動の渦中であって、方向転換していく運動に向けられた実践的な批評だったの

である。

「開墾」という小説が潔癖なまでに政治を拒絶するのは、前節に見たように、そこには先験的に支配・被支配の権力構造が備わっているという判断があったからだが、それは他ならぬプロレタリア文学運動の政治にも当てはまるものであった。プロレタリア文学の運動理論において農民文学の理論的混乱と個人的満足が指弾され、「土の芸術の議論を読むとき、その悉くと言ってもよいくらゐるが、自然生長の前に首を垂れてゐるやうな気味のあるのを、認めないではおれない。そこにはまだ運動はないと言つてよい」（青野季吉「自然生長と目的意識」前掲）と、農民たちの文学が運動以前のものとして切り捨てられていることが、そのことを明瞭に示している。そして、農民文学は、「プロレタリア文学の一細胞として、新しき出発をせねばならない」（西本洸「新しき出発」『文芸戦線』1926年9月）と、プロレタリア文学運動の下部に位置付けられてしまうのだ。政治闘争の実践に先行して、プロレタリア文学と農民文学には歴然とした階層差が設定され、農民たちは目的意識を注入される従属者として序列化されるのである。

いかなる政治も、それが政治である限り、必然的に支配と被支配の関係を生起させる。そこで農民たちは必ず支配される側に据え置かれ、独立した主体として主体化されないのだ。「開墾」は、その表現と存在を以て、その支配に真っ向から抗う作品だったのである。

## 5. 批判の排除

以上のように本稿は、犬田卯の「開墾」が描出する議会主義批判の真意を析出し、それをプロレタリア文学運動の方向転換に対する批判的言明として定位してきた。そこで看取されたのは、経済闘争から政治闘争へと移行する労働運動の質的転換と運動して、プロレタリア文学運動が政治による社会革命へと突き進んでいった過程であり、その過渡期において運動内部で歴然たるアンチテーゼが提示されていたということであった。

けれども、プロレタリア文学運動の中で、そうした批判が受けとめられることはなかった。山田清三郎が「所謂農文学論者は、現代の社会はいかなる構成のもとに組織せられてゐるものであるかといふことを、殆んど認識してはゐない。また認識しようときへもしてゐない」（「所謂農民文学論」『文芸戦線』1927年4月）と侮蔑するように、農民たちの表現は問題外のものとして蹴散らされ、まともに検討されることもなく排除されていったのである。それでは「開墾」が表現したような反措定は、認識の誤謬に基づいた為にするアンチテーゼであり、プロレタリア文学運動に資するものは皆無であったのか。

おそらく認識を誤っていたのは、山田たち組織を率いる指導者の側である。指導する者たちの認識がいかなるものであったのかは、虚構ではなく、現実の普通選挙における下記のような発言によって顕在化されるだろう。1928年2月に行われた初の国政普通選挙で労働農民党から立候補して落選した藤森成吉は、農民たちに向けて次のように敗戦の弁を語っていた。

組合主義から当然踏み出て、政治的階級闘争まで発展してゐなければならない階級闘争も、実践の上では、その事実が無視せられてゐる場合が余りにも多かつたやうである。ことに自分の場合の如き、階級意識さへ獲得してゐなかつたのだ。実に暗然たるものである。

／だが、将来農民の帰趨こそプロレタリアートの勝敗を決するものとして、多くの人が今回の選挙に於ては農民大衆に失望落胆してゐるやうだが。自分は農民大衆の獲得のため、なほ、いつさうの努力をもつて、運動して行くつもりである。

(藤森成吉「階級意識の獲得から組織へ」『農民』1928年4月)

藤森は「演説に——貧乏なる農民諸君といふやうなことをいふと、かへつて憤慨するといふやうなわけである。自分は尊敬してゐるからこそ、かくいふたのであるが、それが理解されない」(同前)とも述べているが、このような鉄面皮な弁明に対して、犬田が編輯する雑誌『農民』は藤森の文章を載せた同じ号の巻頭言で次のように不快感をあらわにした。

無産政党的、今度の普通選挙戦に於ける農村での惨敗は、何人も意外とするところであらう。その原因を数へて、或は農民の政治意識の低さを挙げ、或は農村極度の窮乏が買収を盛ならしめた事実を挙げ、或は官憲の圧迫が封建的余習の去りやらぬ農民に対して殊に効果的に働いたといふ事実を挙げる。これ等の事、正に然らん。だが、我等を以て見れば、無産党の諸君の、農民大衆に対する理解の不十分と、農民への浸潤力の不足とを、先づ第一の原因として数へ度く思ふ。／農村に於ける此の失敗は、無産党の諸君をして、遽然として、農民大衆獲得の必要を叫び出さしめたらしいが、請ふ、先づ「獲得」といふ言葉を廃めよ。我等は、この言葉にはなほだ快からぬ響を感ずる。

(「より良き理解を！」『農民』1928年4月)

「獲得」という言葉には、政治闘争に先立って固定化された権力構造が内包されている。そこには、農民に向けられた下向きの眼差しと、眼差す者の特権的な立場が組み込まれているのだ。まさに「開墾」が表現していた主人公と地主の対立のように、政治に参画する前段階において、予め決定された支配と被支配の主従関係が常に既に存在していることを上記の軋轢は表示しているのである。

虚構においても現実においても、政治に携わる者は、現前の個別具体的な他者を自らと同じ存在として認識することができなかつた。そして、政治闘争が解消しようとした支配・被支配の関係を、他ならぬ自らの政治行為が再生産していることも認識できなかつたのである。

政治を実践する者が陥つたこのような不覚を目の当たりにすれば、「開墾」の表現は極めて重要な意義を持っていたと考えられるだろう。物語内容と作品が位置する文脈において一切の政治を峻拒した「開墾」は、執筆を依頼した山田清三郎たちの認識を大きく越えた小説だったのであり、プロレタリア作家たちが進める政治闘争の前途に関わる非妥協的な批評を突き付けていた作品であつたと言えるのだ。

だが、プロレタリア文学運動の中に批評の自由は存在しなかつた。その後のプロレタリア文学運動は、政治の優位性論<sup>11)</sup>を掲げ、政治闘争を強硬に推し進めた結果、自らの政治によって自壊していくことになる<sup>12)</sup>。その末期近くで叫ばれた次のような咆哮は、「開墾」の突き付けた批判がプロレタリア文学運動に全く活かされなかつたことを示している。

農民は、議会在——ブルジョア政治家共が、何事も為し得ないことを、永年の経験で知つてゐる。それがために、現在政府を動かすに最も有力と思はれる軍部（ファッショ）の力にすがらうとはじめたのだ。我々は此処で、先頃の軍部の直接行動を想起する必要がある（中略）今や、我々は、『農民層』をファッショにやるか、我々の側に引寄せせるかの重大な、決定的な時期に立つてゐるのだ。（中略）★各支部は直ちに文学員委員会を設置し、活動を開始せよ！／★農村文学サークル組織の競争を起せ！／★農民作家の大衆獲得へ！／★農村へ『文学突撃隊』を派遣せよ！／★創作活動の革命競争をまき起せ！／★『農民の旗』活版化実現を闘ひ抜け！

（日本プロレタリア作家同盟農民文学委員会「農民文学委員会の緊急任務」『プロレタリア文学』1932年7月）

プロレタリア文学運動が自らに対立する表現や作家を排除したことは、共同戦線の可能性を失う結果となっただけではなかった。内部の批判者を欠いたことによって、プロレタリア文学運動は、自らの政治闘争が何を為しているのかさえ認識することができなくなっていくのである。

## 注

- 1) 山田清三郎『近代日本農民文学史 上巻』（理論社 1976年）を参照。山田は本書で、「『開墾』は、わたしが作者にもとめて、自分の編集していた『文芸戦線』に寄せてもらったものである」と述べている。
- 2) ナップの眼鏡については、小田切秀雄「国民文学論の到達点と問題点」（『マルクス・レーニン主義研究』1954年5月）などを参照。小田切はここで、「わたしは、ナップを中心とするプロレタリア文学運動の革命的意義をそのまま歴史的に確認し擁護しようとしたのであり、部分的な批判や訂正もまさにそのために行ったものにほかならなかった。わたしはナップのメガネをかけてプロレタリア文学を見ていたのである」と述べている。竹内好はこれを評価して、「史的評価にあたって『ナップの眼鏡』をはずせ、というのが彼（引用者注—小田切秀雄）の主張である。この史観にもとづいて日本文学の目標を国民文学としての展開に求め、その中心に民主主義文学を置くのが小田切理論の眼目である。民主主義文学の理論づけを正統性だけに頼る一九五〇年までの段階から脱却して無内容化した新日本文学会の組織にとっては、この小田切理論はほとんど救いに近かった。／小田切は実証的にも、明治から大正へかけての埋もれた労働者文学の芽を発掘することに成功している。（中略）（犬田卯著「日本農民文学史」昭和三十三年 農山漁村文化協会の刊行に際して編集と解説を彼が引受けたのも『ナップの眼鏡』を彼自身がはずす努力のあらわれであろう。）」（『プロレタリア文学Ⅱ』『岩波講座 日本文学史 第十三巻』岩波書店 1959年）と述べている。とは言え、これらの指摘がその後活かされなかったことは、本稿に引用した津田孝による「開墾」への評価が明示している。
- 3) 「法律第四十七号 衆議院議員選挙法」（『官報 号外』1925年5月5日）を参照。
- 4) もちろん「普通選挙」という用語はまやかしてあり、女性や外地住民などが排除された制限選挙であったことは周知の通りである。しかしながら本稿では、便宜上の用語として1925年の制度改正を徴付ける「普通選挙」「普選」「普通選挙法」という通称を用いることとする。普通選挙制度確立に至る歴史の経緯に関しては、松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』（岩波書店 1989年）から多くの教示を得た。
- 5) 水野石溪『普選運動血涙史』（文王社 1925年）を参照。本書には次のように記されている。「民衆大会の催されるところ、官民の衝突起らざることなく、衝突せば必ず負傷者を出し多くの検束者が出る。多い時は一時に二百名近くも検束された事もある。そして数時間で帰へされた者もあるが一昼夜の検束

処分を受けた者もある。中には十日乃至二十日位の拘留に処せられたり数ヶ月未決へ入れられたものもある。また真鍋儀十や芳川哲の如く治安警察法第十七條に問はれて半年も入獄した者もあり、三ヶ月位の刑の判決を受け執行猶予になった者は非常に多く、兎に角国民的熱求の普選案を通過させるために起された民衆運動の犠牲者は家に千八百余名に達して居る」。

- 6) 「法律第四十六号 治安維持法」(『官報』1925年4月22日)を参照。普通選挙法と治安維持法は、ともに第五十回帝国議会で成立した。普通選挙法と治安維持法が不可分の関係にあることは、次のような枢密院の上奏文が示している。「臣等衆議院議員選挙法改正法律案帝国議会へ提出ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月<sup>マ</sup>日ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ而シテ本案ノ施行ニ伴ヒ当局ニ於テ教育ノ整備思想ノ善導及矯激ナル言動ノ防遏ニ資スヘキ諸般ノ施設ヲ為シ以テ制度ノ運用ヲ円滑確實ニシ傾流奔注ノ弊ナカラシムルニ努ムヘキコト臣等ノ切ニ希望スル所ナルコトヲ併セテ議決シタリ乃チ謹テ上奏シ更ニノ聖明ノ採択ヲ仰ク」(「衆議院議員選挙法改正法律案帝国議会へ提出ノ件会議筆記 大正十四年二月二十日」『枢密院会議事録 三十六』東京大学出版会 1987年)。
- 7) 貴族院は、政府原案にあった「貧困ノ為公私ノ救恤ヲ受クル者」(「衆議院議事速記録第十七号 衆議院議員選挙法改正法律案 第一読会」『官報 号外』1925年2月22日)を「生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」(「貴族院議事速記録第二十九号 衆議院議員選挙法改正法律案 第一読会ノ続」『官報 号外』1925年3月26日)と修正した。これにより独立生計を営まない学生等を排除できる可能性を付与した(最終的には、「貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」(「法律第四十七号 衆議院議員選挙法」前掲)という文言で成立)。また居住要件を6ヶ月から1年へ延長した。これにより行商人や季節労働者の多くが選挙権を得られなくなった。
- 8) 例えば、1928年の総選挙結果を評した次のような『読売新聞』の記事は、民衆を、なかでも無産者を愚かな民として表象するものであると言えるだろう。「中立候補者の予想外に当選しなかつたことは国民の政治的訓練を経た結果であると言はれて居るが其実際に於ては政民両党の候補者より買収行為を以て圧迫された結果であると言はれて居る、選挙界の実状斯の如きを以て普選によりて買収行為□拒絶し得べしとするが如きは全然謬想なると共に却つて無産者に選挙権売買による一種の罪惡を覚へしめた訳で、普選によつて却つて選挙界の腐敗を増大した傾向がある」(「拭はれぬ普選の汚点」『読売新聞』1928年2月29日朝刊、□は判読不可文字)。
- 9) 犬田卯の農民文学思想および農民文学に関するマルクス主義者との論争については、拙稿「第五階級の文学」(『立命館文学』2009年12月)を参照されたい。
- 10) この綱領草案は、1923年3月の日本共産党臨時党大会(石神井会議)で検討に付されたが審議未了となつた。普選に最も強く反対した荒畑寒村は、コミンテルンの意向を確認するためモスクワへ派遣され、11月に帰国した後、本論に示したように自己批判を行った。松尾尊発は、これにより「普選大害論は完全にとどめを刺された」(『普通選挙制度成立史の研究』前掲)と指摘している。
- 11) 政治の優位性論については、例えば、宮本顕治(筆名・野澤徹)「政治と芸術・政治の優位性に関する問題」(『プロレタリア文化』1932年10月～1933年1月)を参照。宮本はこの中で次のように述べている。「文化活動と政治的、経済的闘争の結合、特に、文化に対する政治の優位性をはつきり認識しなくてはならぬ。文化に対する政治の優位性は、経済に対する政治の優位性と同様に、理論戦線におけるレーニン主義の闘争が一段と強調して照映したところのものである。／そして文化闘争が政治闘争に従属しなければならぬと云ふことのレーニ的理解を發展させて行くとき、芸術、文化は党のものとならなくてはならぬ。それは党の任務に従属されなくてはならぬと云ふ文化、芸術の党派性のための闘争の意義を理解しなければならぬ。蓋し、政治闘争は党派の闘争として最高の表現を与へられるからだ」。
- 12) 鹿地亘は次のように述べている。「文学者はあくまで文学者だ。／彼等の自由な活動を保証する力がない時に、兎角文学者を直接的な意味での政治家にしたりする人々が、自己の文学を自己の力でもつて擁護せよ、困難には力でもつて抵抗せよと叱咤したとしても、それは作家にとっては何のたしにもならないのだ。かうした言ひ方は、一方では………發展をとげたプロレタリア文化があり、他方

では著しく弱い政治的勢力としての労働者階級の組織がある日本の情態の中でとかく後者が前者によりかゝり、時には代位させかねないやうな現象をくり返した過去の事実と無関係なものではない。／プロレタリア文学の発展の歴史の中で、それが屢々大きな害悪を流したことは見逃し得ないことである」（「ナルプの解散について」『文学評論』1934年4月）。鹿地はまた同じ文書の中で、「もしも幹部やその政策が気に入らなければ、彼等は幹部を改造することも、又政策を改革することも出来たのだ。それこそ本当のやり方なのだが、それをやらなかつたところに、さうして合法的文学雑誌を中心にして自発的に集り始めたところにわが作家たちの本音はあつたのだ」（同前）とも述べているが、本稿が示したように、プロレタリア文学運動の幹部たちは運動の当初より、内部からの批判に耳を傾けることはなかつたのである。

## 付記

作品本文の引用は初出に拠った。作品・資料を引用する際、明らかに誤植と認められる箇所であっても本論では「ママ」とルビを付して原文通り記載した。引用に当たって漢字は新字に改めルビ等は全て省略した。引用文中の「／」は、原文での改行を示す。また、引用・参考資料名の副題は省略した。

